

【メディア授業の実施が認められるための要件】

大学設置基準第 25 条第 1 項及び第 2 項

- 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。(第 1 項)
- 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。(第 2 項)

専門職大学院設置基準第 8 条第 2 項

- 大学院設置基準第 15 条において準用する大学設置基準第 25 条第 2 項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによつて十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

メディア告示

- 通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第 25 条第 1 項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。
 - 一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第 31 条第 1 項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という。）において履修させるもの
 - 二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの。

大学設置基準第25条第1項及び第2項（抜粋）

- 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。（第1項）
- 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。（第2項）

「情報通信技術の進展と高等教育の将来像を視野に入れつつ、当面予想される形態であるマルチメディアを活用して隔地間で行われるテレビ会議式の遠隔授業（以下、単に「テレビ会議式の遠隔授業」という。）に係る制度上の問題、特に設置基準上の位置付けの問題を中心に検討を行なわれ」（「遠隔授業」の大学設置基準における取扱い等について（答申）（平成9年12月18日）より抜粋）、答申を受け、第2項が追加された。

専門職大学院設置基準第8条第2項（抜粋）

- 大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第25条第2項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

「これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業」

現地調査やインターンシップ等の実習等が主体となるような授業について、メディアによる授業を行うことは通常想定されない。（「学校教育法の一部を改正する法律等の施行について（平成15年3月31日）」より抜粋）

※ 専門職大学院においては、双方向・多方向な授業の他、フィールドワーク、インターンシップなど実践的な教育が求められていることがその特徴であることを踏まえ、メディア授業が十分に教育効果を発揮する程度は専攻分野について異なることから、各専門職大学院において当該専攻分野につき十分な教育効果が得られる場合でかつ、その効果が認められる授業について、メディア授業の実施が認められている。

例えば、講義等の一斉授業についてはメディア授業も可能であると考えられるが、他方で現地調査や現場実習等必ずしもメディア授業になじまないものもあり、どのような場合について認められるかは、各専攻分野の特性に応じて具体的に判断されるべきものと考えられる。

大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件（メディア告示）（抜粋）

- 通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、かつ
- 次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、面接授業に相当する教育効果を有すると認められたものであること

第1号

同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第31条第1項の規定により単位を授与する場合には、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。以下各号において「教室等以外の場所」という。）において履修させるもの

「授業を行う教室等」には研究室やスタジオなどが含まれるため、授業を行う場所には教員のみがいて、履修を行う学生がいない場合もメディアを利用して行う授業に含まれる。

また、同一校舎内の複数の教室間で多様なメディアを高度に利用して同時に行われる授業もメディアを利用して行う授業に含まれるものである。

メディアを利用して行う授業を実施するに当たっては、面接授業に近い環境で行うことが必要であり、各大学においては、以下のような事項について配慮することが望ましい。

- ① 授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。
- ② 学生の教員に対する質問の機会を確保すること。
- ③ 画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ学生にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。
- ④ メディアを利用して行う授業の受信側の教室等に、必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。また、必ずしも受信側の教室等に教員を配置する必要はないが、必要に応じてティーチング・アシスタントを配置することも有効であること。
- ⑤ メディアを活用することにより、1度に多くの学生を対象にして授業を行うことが可能となるが、受講者数が過度に多くならないようにすること。

（「大学設置基準等の一部を改正する省令の施行等について（平成10年3月31日）」より抜粋）

第2号

毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

大学設置規準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業(いわゆる「遠隔授業」)については、平成10年文部省告示第46号により規定されてきたところであるが、インターネット等の情報通信技術の進展にかんがみ、従来のものに加え、毎回の授業の実施に当たって設問解答等による指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもので、大学において、面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものを遠隔授業として位置づけることとした。

したがって、遠隔授業については、「同時かつ双方向に行われるもの」であることが必要とされてきたが、今回の改正によって、同時かつ双方向に行われない場合であっても、一定の条件を満たしていれば、これを遠隔授業として行うことが可能となる。

(「大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について(平成13年3月30日)」より抜粋)

大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができるいわゆる「遠隔授業」については、大学教育の質の保証する上で備えるべき基準をより明確にするため、インターネット等を活用した授業の場合、毎回の授業の実施に当たって行うこととされている設問解答等について、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、十分な指導を行うこととしたこと。

ここでいう「指導補助者」とは、当該授業を行う教員の補助として、当該教員の指導計画の下で、当該教員と密接な連絡をとりつつ学生等に対して質疑応答等の指導を行う者を指し、当該授業の分野に係る学士以上の学位を有しているなどこれらの指導を十分に行い得る資質能力を有する者であること。なお、学生等の成績評価は当該授業を行う教員の権限と責任において厳正に行うこと。また、「その他の適切な方法」としては、当該授業の終了後すみやかに指導を行うことを前提として、例えば、電話、ファックス、電子メールを活用することも想定されること。

(「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について(平成19年7月31日)」より抜粋)

※第2号中 [] 部分を追加

【現行規定において認められるメディア授業の実施形態と要件（メディア告示第1号・第2号）】

サテライト方式（メディア告示第1号）

- ・ICT等を活用し「同時かつ双方向に行われる」もの、かつ
- ・「教室等以外の場所」で履修するもの

⇒ 「教室等以外の場所」＝授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所

「これらに準ずる場所」

⇒ 大学教育を行う上で、教室・研究室に準ずる場所かどうかは大学が判断
(例：サテライトキャンパス、他大学の教室)

⇒ 科目等履修の場合は、「企業の会議室等の職場又は住居に近い場所」を含む。

「企業の会議室等の職場又は住居に近い場所」

⇒ 社会人を対象とするリフレッシュ教育においても、例えば、大学が通信衛星等により、企業や社会教育施設に対して公開講座等を送信する取組などが始まっている。地理的制約などから通学に困難を伴う人々にとって、社会教育施設その他地域の身近な場所で大学の授業を受けられることは大きなメリットとなる。「遠隔授業」の大学設置基準における取扱い等について（答申）（平成9年12月18日）より抜粋

モバイル方式・オンデマンド（メディア告示第2号）

- ・毎回の授業の実施に当たって、以下の①又は②により、
設問回答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うもの、かつ
当該授業に関する学生等の意見交換の機会が確保されているもの

- ① 指導補助者が「教室等以外の場所」において、学生等に対面すること
- ② 当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかに
インターネットその他の適切な方法を利用すること

⇒ 「その他の適切な方法」としては、当該授業の終了後すみやかに指導を行うことを前提として、例えば、電話、ファックス、電子メールを活用することも想定されること。（「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（平成19年7月31日）」より抜粋）

⇒ 「学生の意見の交換の機会」としては、大学のホームページに掲示板を設け、学生がこれに書き込めるようにしたり、学生が自主的に集まり学習が行えるような学習施設を設けたりすることが考えられる。（「大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について（平成13年3月30日）」より抜粋）

【サテライトキャンパスに関する規定について】

大学設置基準第25条第4項

- 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件

- 大学設置基準第25条第4項の規定に基づき、大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。
- 一 実務の経験を有する者等を対象とした授業を行うものであること
 - 二 校舎及び附属施設において十分な教育研究を行い、その一部を校舎及び附属施設以外の場所において行うものであること
 - 三 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、実務の経験を有する者等の利便及び教員等の移動等に配慮し、教育研究上支障がない位置にあること
 - 四 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、教育にふさわしい環境を有し、当該場所には、学生自習室その他の施設及び図書等の設備が適切に整備されていること